

株式分割に関する基準日設定公告

平成 25 年 6 月 14 日

株主各位

東京都港区赤坂五丁目 2 番 20 号
株式会社アエリア
代表取締役社長 小林 祐介

当社は、平成 25 年 1 月 25 日開催の取締役会において、平成 25 年 7 月 1 日（月曜日）付をもって当社普通株式 1 株を 100 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成 25 年 6 月 30 日（日曜日）（但し、当日は株主名簿管理人の休業日のため、実質上は平成 25 年 6 月 28 日（金曜日））と定めましてので公告いたします。

また、上記株式分割に伴い、当社の発行可能株式総数については、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、平成 25 年 7 月 1 日（月曜日）付をもって、当社定款第 6 条を変更し、113,400 株から 11,340,000 株といたしますので、お知らせします。

以上

お知らせおよびご注意

- 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は平成 25 年 8 月中旬にお届けご住所にお送り申しあげる予定です。
- 平成 25 年 7 月 1 日（月曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- 上記株式の分割に併せ、平成 25 年 7 月 1 日（月曜日）付をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。これにより平成 25 年 6 月 26 日（水曜日）付をもって、大阪証券取引所における売買単位も 1 株から 100 株に変更となります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関
(照会先)

三井住友信託銀行株式会社
東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話：0120-782-031（通話無料）